

日インドネシアEPA 農林水産分野の内容(見直し交渉後)

2024年8月
農林水産省

- 2007年8月 日・インドネシア経済連携協定署名(2008年7月に発効)
- 2013年12月 一般見直しの開始に合意(2015年5月に協定の見直し交渉開始)
- 2023年12月 大筋合意
- 2024年8月8日 改正議定書署名

インドネシアから日本への輸出

○除外:米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖、水産IQ品目等

○再協議:合板、ふかひれ(冷蔵・冷凍)等

○関税割当:※今回の見直しで、以下の数量に枠を拡大。

・バナナ(生鮮)

【割当数量】1,000トン → 4,000トン(枠内税率:無税)

・パイナップル(重量の小さいもの)

【割当数量】300トン → 800トン(枠内税率:無税)

・ソルビトール

【割当数量】25,000トン → 30,000トン(枠内税率:3.4%)

○関税撤廃(即時～15年間):

えび・えび調製品、単板等の木材製品、甘しや糖みつ、冷凍えだ豆、ココア粉

※今回の見直しで、以下の品目を関税撤廃の対象に追加。

きはだまぐろ、かつお缶、まぐろ缶、かつお節(*)、かつお・まぐろ調製品(*)、グレープフルーツ等の果実ジュース、マヨネーズ等

*体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限る。

(注) 下線は、農林水産分野における今回の見直し内容。

日本からインドネシアへの輸出

○関税撤廃(即時～15年間):

錦鯉、緑茶、砂糖菓子、りんご、ホタテ貝、パックご飯、かつお、さば等

※今回の見直しで、以下の品目を関税撤廃の対象に追加。

米粉

○関税割当:※除外とされていた日本産短粒種米に関税割当を獲得。

日本産短粒種米

【割当数量】8,500トン(枠内税率:450ルピア(約4.3円)/kg)

(注)枠内税率は現行税率で固定することを規定。

(インドネシアの協定上の約束は初めて)

本協定に含まれる主な分野

○物品の貿易、原産地規則、税関手続、投資、サービスの貿易、自然人の移動、エネルギー及び鉱物資源、知的財産(*)、政府調達、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

*新たに地理的表示(GI)の条項を設け、GI相互保護協定の締結に向けて努力する旨を規定。